**平成２４年（フ）第２８４号**
千葉県野田市尾崎15番地の17
債務者　伊藤養治朗
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第２８５号**
千葉県野田市尾崎15番地の17
債務者　伊藤千枝子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第２８６号**
千葉県我孫子市湖北台７丁目３番14―502号
債務者　深山　裕美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第２８７号**
千葉県我孫子市湖北台７丁目３番14―502号
債務者　深山かおり
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第２９３号**
千葉県柏市松葉町２丁目29番地４　出山テラスＤ－２号
債務者　松尾　雅美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１６９号**
仙台市青葉区宮町３丁目４番６号　コーポ杉山201、従前の住所仙台市宮城野区平成２丁目18番53号　クレフラスト苦竹駅北202
債務者　木藤古裕二
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８７号**
仙台市青葉区中山６丁目28番20号　ファミール中山201
債務者　早坂美奈子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第２４７号**
仙台市宮城野区五輪１丁目15番13号
債務者　石ケ森かおり（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第２６４号**
仙台市太白区西中田７丁目21番12―512号
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第３８号**
茨城県日立市助川町２丁目６番11―201号
債務者　山崎　都恵（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第４４号**
茨城県北茨城市磯原町磯原４丁目118番地
臼場市営住宅１―106
債務者　安　志保里
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２４年（フ）第６２９号**
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘８棟402号
債務者　曽布川朋余
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第７１４号**
愛知県あま市新居屋東高田10番地　フォーユーワン104号
債務者　梶田　　昇
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第７１８号**
名古屋市天白区福池１丁目116番地の２
債務者　川村　千鶴（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第７２４号**
名古屋市中川区打中１丁目188番地　コーポかとう303号
債務者　井深　文子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第７４２号**
名古屋市緑区黒沢台５丁目908番地の３　コーポ黒沢台５―105号
債務者　梅澤　正彦
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９号**
京都府宮津市字鶴賀2165番地の13
債務者　小谷　芳輝
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
京都地方裁判所宮津支部